

令和2年5月29日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

緊急事態宣言の解除後の新型コロナウイルス感染症のまん延防止
について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて、神奈川県知事から次のとおり要請がありました。

つきましては、これまでの施設の使用制限の要請は解除されますが、営業時間については、当面の間、夜10時までとするよう要請がありましたので、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

- 緊急事態宣言の解除に伴う知事メッセージ
http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/200525_message.html
- 新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針（令和2年5月25日改定）
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/taisyohousin0525.html>
- 事業活動再開に伴う感染拡大防止対策について（令和2年5月25日）
[国が公表する業種別ガイドライン・神奈川県が作成した業種別チェックリスト]
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z7a/guidelines.html>

小田原食品衛生協会

電話・FAX 0465-32-8948

Eメール odawarashokkyou@coral.ocn.ne.jp

URL <http://www.odawarashokkyou.jp/>